

## 子どもの権利条約の理念に基づく子どもの権利条例の制定を求める会長声明

1 報道によれば、筑西市において、子どもの権利を基礎に据えた条例を制定する動きがあるとのことである。当会としても、この動きを歓迎するとともに、茨城県及び県内市町村に対し、子どもの権利を保障する条例の制定を強く求めるものである。

2 日本が子どもの権利条約を批准してから、30年余りが経過した。同条約は、子どもを保護の対象としてのみ捉えるのではなく、権利の主体として位置付け、差別の禁止（2条）、子どもの最善の利益（3条）、生命・生存・発達への権利（6条）、子どもの意見の尊重（12条、いわゆる子どもの意見表明権）を基本原則としている。

また、2023年（令和5年）4月1日には、子どもの権利条約の精神にのっとり制定されたこども基本法が施行され、全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として明記された。

3 しかしながら、現在でも、子どもの自殺、児童虐待、いじめ、不登校などの問題は増加している。

茨城県においても、2024年（令和6年）度の児童相談所の児童虐待相談対応件数は過去最多の4233件であったほか、いじめ認知件数は2万5777件、小中学校の不登校児童生徒は7935人で、依然として高い状況が続き、高等学校における中途退学率は1.8%と全国2位の割合となっている。

このように、今なお、家庭や学校において、子どもたちの生きる権利や安心できる環境で過ごす権利、教育を受ける権利が十分に保障されていない現状がある。

4 こども基本法5条において、地方自治体は、同法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定し、実施する責務を有する旨規定されている。子どもの権利を地域社会に根付かせるためには、個別の施策を積み重ねるだけでなく、子どもが権利の主体であることを明確にし、行政、学校、家庭、地域、関係機関が共有すべき基本理念及び責務を定める条例を制定することが重要である。

条例においては、子どもの権利を真正面から保障することを明記し、子どもが自らに関わる事項について意見を表明し、その意見が年齢及び発達の程度に応じて尊重される仕組みを設ける必要がある。

また、子どもが虐待、いじめ、不登校、貧困、差別、家庭内の問題その他の困難に直面した場合に、安心して相談でき、必要に応じて調査、調整、支援

及び救済につなげることのできる相談救済機関を設置することが不可欠である。

さらに、子どもに関わる職員、教職員、関係機関の職員等に対する研修及び啓発を継続的に実施し、子どもの権利に関する理解を地域社会全体に広げることにも求められる。

子どもの権利は、抽象的な理念にとどまるものではなく、子どもの日々の生活、学び、遊び、休息、意見表明、相談及び救済の場面において具体的に保障されなければならない。茨城県及び県内市町村においては、こども基本法及び子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもの権利を明確に位置付けた条例を制定し、その実効性を確保する制度を整備することが強く求められる。

- 5 よって、当会は、茨城県及び県内市町村に対し、子どもの権利を真正面から保障する条例を制定するとともに、子どもが安心して相談し、必要な支援及び救済を受けることができる相談救済機関の設置その他必要な措置を速やかに講ずるよう強く求めるものである。

当会も、子どもの権利保障の実現のため、電話・面接による子どもに関する悩みごとの相談の実施、児童虐待対応、子どもの人権の観点からのいじめ予防授業やいじめ対応、家事事件における子どもの手続代理人、少年事件における付添人などの活動を通じて、子どもの権利が保障される社会の実現に向けて尽力していくことをここに表明する。

2026年（令和8年）5月11日  
茨城県弁護士会 会長 鈴木健秀